

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	農水産業協同組合貯金保険法
根拠条項	第85条第3項
処分の概要	管理人の解任
法令の定め	農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年7月16日法律第53号) 第85条 3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の規定により管理人を選任した後においても、更に管理人を選任し、又は管理人が被管理農水産業協同組合の業務及び財産の管理を適切に行っていないと認めるときは、管理人を解任することができる。
処分基準	処分実績がないことから、当面は処分基準は設定しない。
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html)